

令和2年 第10回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和2年6月24日(水)
午後1時30分

場 所 生涯学習プラザ講座室2号・3号

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第9回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|-------------------------------------|----|-----|
| (1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について | —— | 別添1 |
| (2) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて | —— | 1 |
| (3) 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員の委嘱を解いたことについて | —— | 2 |
| (4) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて | —— | 3 |
| (5) 教育研修生の任命について | —— | 4 |
| (6) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について | —— | 当日1 |

5 協議事項

6 議 事

- | | | | |
|---------|--|----|-----|
| 議案第 92号 | 専決処分の承認について(職員の人事について) | —— | 当日2 |
| 議案第 93号 | 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて | —— | 5 |
| 議案第 94号 | 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて | —— | 7 |
| 議案第 95号 | 川口市文化財保護審議会専門調査員を委嘱することについて | —— | 18 |
| 議案第 96号 | 川口市図書館・映像・情報メディアセンター
運営審議会委員を委嘱することについて | —— | 19 |
| 議案第 97号 | 専決処分の承認について
(6月市議会に係る議案の原案決定について) | —— | 当日3 |
| 議案第 98号 | 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて | —— | 21 |
| 議案第 99号 | 専決処分の承認について(教職員の人事の内申について) | —— | 当日4 |
| 議案第100号 | 職員の人事について | —— | 当日5 |
| 議案第101号 | 川口市非行防止対策協議会委員を委嘱することについて | —— | 23 |
| 議案第102号 | 川口市いじめ問題対策協議会委員を委嘱することについて | —— | 25 |
| 議案第103号 | 川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて | —— | 27 |
| 議案第104号 | 川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて | —— | 29 |

7 その他

8 閉 会

教育長報告（2）

川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

公民館名	氏 名	委嘱年月日	条例第3条該当名	解嘱年月日
横曽根公民館	須山 恵美子	平成29年5月16日	学校教育関係者	令和2年3月31日
横曽根公民館	遠山 弘之	平成30年12月1日	社会教育関係者	令和2年3月31日
芝園公民館	杉田 明	平成30年4月1日	学校教育関係者	令和2年3月31日
青木東公民館	栗原 嘉章	令和元年6月1日	社会教育関係者	令和2年5月1日
青木東公民館	吉原 久夫	令和元年6月1日	社会教育関係者	令和2年5月1日
青木東公民館	布施 征男	令和元年6月1日	社会教育関係者	令和2年5月16日

教育長報告（3）

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

氏名	委嘱年月日	条例第4条該当名	解嘱年月日
込田 衣巨	令和元年8月1日	社会教育関係者	令和2年3月31日

教育長報告（４）

川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて

地 区 名	氏 名	委嘱年月日	解嘱年月日
西公民館地区	藤田 勇司	平成２７年４月１日	令和２年５月３１日

教育長報告（5）

教育研修生の任命について

1 教育相談研修会

県の生徒指導・教育相談中級研修会中止に伴い、令和2年度については中止

2 教育指導パワーアップ研修会

NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名
1	本町小	黒沢麻緒	20	戸塚小	野口葵	39	慈林小	丸山理夏
2	本町小	松本麻里	21	青木中央小	飯塚仁美	40	慈林小	山本佳奈
3	本町小	横山義之	22	青木中央小	古谷宗一郎	41	差間小	大山維生
4	幸町小	中安羽瑠	23	青木中央小	松崎希	42	安行東小	石川沙耶
5	幸町小	奥村百花	24	元郷南小	川原有貴	43	安行東小	飛田一雅
6	幸町小	鈴木憲	25	元郷南小	東内麻結	44	在家小	大竹美帆
7	仲町小	藤岡真美	26	元郷南小	柳澤大輝	45	木曾呂小	山口菜月
8	元郷小	藤田剣	27	芝西小	稲垣慶祐	46	戸塚綾瀬小	大村陽奈
9	元郷小	柳沢優佳	28	芝西小	高木優伽	47	戸塚綾瀬小	小川真希
10	飯塚小	稲澤麻衣	29	芝南小	清水咲季	48	中居小	田幡陽輔
11	飯塚小	反町哲人	30	芝南小	山本道隆	49	中居小	野澤奈美
12	十二月田小	安斎亮	31	前川東小	滝川雄一	50	辻小	平見美彩
13	十二月田小	川人万生	32	前川東小	高橋りな	51	里小	石原琢充
14	十二月田小	野澤央実	33	新郷南小	佐藤陽介	52	里小	作田鶴翔
15	安行小	朝倉誠人	34	新郷南小	須田晃穂	53	里小	松野彩音
16	安行小	江川友菜	35	上青木南小	井村めぐみ	54	南鳩ヶ谷小	尾田朱里
17	前川小	手塚麻織	36	上青木南小	永野竜矢	55	元郷中	小林咲樹
18	前川小	村田智大	37	芝中央小	加藤美也子	56	在家中	猿谷信人
19	戸塚小	大塚隼人	38	新郷東小	齊藤誠幸	57	安行東中	加藤万莉菜

3 教育経営研修会

NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名
58	根岸小	赤松祐介	60	東領家小	清水貴芳	62	元郷中	奥ノ木隆之
59	芝中央小	武藤晃広	61	南鳩ヶ谷小	上村裕二			

議案第93号

川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市公民館運営審議会条例第3条の規定により、別紙のとおり、川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	公民館名	氏名	現在の公職	条例第3条該当名
1	横曽根公民館	林 奈緒美	飯仲小学校長	学校教育関係者
2	横曽根公民館	高田 克己	横曽根地区 レクリエーション協会会長	社会教育関係者
3	芝園公民館	星野 泰久	芝西中学校長	学校教育関係者
4	青木東公民館	稲垣 英男	青木中央町会長	社会教育関係者
5	青木東公民館	齋藤 勝	青木南町会長	社会教育関係者
6	青木東公民館	永瀬 慎一	中青木1丁目町会長	社会教育関係者

2 任期

(1) 上記1のNo. 1及び2

令和2年6月25日から令和2年11月30日まで

(2) 上記1のNo. 3

令和2年6月25日から令和3年3月31日まで

(3) 上記1のNo. 4から6

令和2年6月25日から令和3年5月31日まで

議案第94号

川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市公民館運営審議会条例第3条の規定により、別紙のとおり、川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

南平公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	板橋 利行	男	元郷南小学校長	新	学校教育関係者
2	望月 佳司	男	元郷1丁目西町会長	再	社会教育関係者
3	菅原 徳司	男	元郷1丁目中町会長	再	社会教育関係者
4	瀧田 正弘	男	元郷2丁目町会長	再	社会教育関係者
5	伊藤 高太郎	男	元郷3丁目南町会長	再	社会教育関係者
6	倉田 一男	男	元郷3丁目北町会長	再	社会教育関係者
7	田村 博	男	元郷四丁目町会長	新	社会教育関係者
8	小林 宏敬	男	元郷5丁目町会長	再	社会教育関係者
9	中山 孝浩	男	元郷6丁目町会長	再	社会教育関係者
10	小嶋 政美	男	新井町町会長	再	社会教育関係者
11	眞田 かづえ	女	弥平1丁目町会長	再	社会教育関係者
12	中里 光子	女	南平地区連合町会婦人部長	新	社会教育関係者
13	関 敏郎	男	地区レクリエーション協会会長	再	社会教育関係者
14	矢澤 こと子	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15	荻野 梓	女	川口市議会議員	新	知識経験者

新郷公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	井上 千春	女	東本郷小学校長	新	学校教育関係者
2	関根 和雄	男	赤井町町会長	再	社会教育関係者
3	中山 久仁夫	男	本蓮町町会長	再	社会教育関係者
4	清水 健二	男	峯町町会長	新	社会教育関係者
5	長谷部 秋仁	男	大東町町会長	新	社会教育関係者
6	村川 誠司	男	前野宿町町会長	再	社会教育関係者
7	寺本 正和	男	東本郷台町町会長	再	社会教育関係者
8	久保 啓子	女	新郷地区社会福祉協議会	新	社会教育関係者
9	鈴木 希代子	女	新郷華道クラブ会長	再	社会教育関係者
10	橋本 茂	男	地区体育レクリエーション協会理事兼補佐	再	社会教育関係者
11	岡野 久美	女	町会子ども会会長	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
12	橋本 健吾	男	新郷小学校PTA会長	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13	金子 光司	男	前川口市社会福祉協議会理事	再	知識経験者
14	幡野 茂	男	川口市議会議員	再	知識経験者

神根公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	中村 義郎	男	神根小学校長	再	学校教育関係者
2	中河 正明	男	木曾呂小学校長	再	学校教育関係者
3	井川 均	男	道合町町会長	再	社会教育関係者
4	福村 正美	男	神戸町町会長	再	社会教育関係者
5	石井 恵洋	男	木曾呂第1町町会長	再	社会教育関係者
6	石井 眞	男	木曾呂第2町町会長	新	社会教育関係者
7	齋藤 四郎	男	東内野町町会長	再	社会教育関係者
8	高橋 一男	男	源左衛門新田町町会長	再	社会教育関係者
9	鈴木 良裕	男	西原町町会長	再	社会教育関係者
10	鈴木 雄二	男	西新井宿第1町町会長	再	社会教育関係者
11	柳澤 国晴	男	西新井宿第2町町会長	再	社会教育関係者
12	奥田 誠	男	諏訪山町町会長	再	社会教育関係者
13	鈴木 恵子	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	山岡 孝	男	青少年育成協議会相談役	新	知識経験者
15	塩田 和久	男	川口市議会議員	新	知識経験者

西公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 江川 雅敏	男	飯塚小学校長	新	学校教育関係者
2 瀬山 真一	男	西中学校長	再	学校教育関係者
3 田邊 泰司	男	錦町町会長	再	社会教育関係者
4 波多野 義和	男	リブレ川口一番街自治会長	再	社会教育関係者
5 高柳 正憲	男	飯塚1丁目町会長	再	社会教育関係者
6 青木 進二	男	飯塚2丁目町会長	再	社会教育関係者
7 落合 邦雄	男	飯三町会長	再	社会教育関係者
8 冨塚 佳彦	男	西地区連合町会長・仲町1丁目町会長	再	社会教育関係者
9 笹原 文雄	男	原町町会長	再	社会教育関係者
10 榎本 美知子	女	西地区連合町会婦人部長	再	社会教育関係者
11 飯塚 孝次	男	西公民館地区レクリエーション協会会長	再	社会教育関係者
12 高橋 義一	男	長生会会長	再	社会教育関係者
13 栗田 敏男	男	西地区社会福祉協議会会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 矢野 由紀子	女	川口市議会議員	再	知識経験者

芝公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 佐久間 章匡	男	芝中学校長	新	学校教育関係者
2 飯塚 健司	男	芝神戸町会長	新	社会教育関係者
3 榎本 幸平	男	芝樋ノ爪町会長	新	社会教育関係者
4 野島 久美子	女	芝樋ノ爪町会副会長・会計	再	社会教育関係者
5 矢作 邦男	男	芝下町会長	再	社会教育関係者
6 笹原 博	男	宮根町会長	再	社会教育関係者
7 坂口 美津子	女	宮根町会副町会長	再	社会教育関係者
8 笹原 昇	男	芝高木町会長	再	社会教育関係者
9 春山 実	男	峰町町会長	新	社会教育関係者
10 平田 輝久	男	辻町会長	再	社会教育関係者
11 古郷 治子	女	食生活改善推進協議会芝支部長	再	社会教育関係者
12 四倉 孝広	男	芝公民館地区レクリエーション協会副会長	再	社会教育関係者
13 平井 美千代	女	芝公民館児童文庫運営委員会会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 加藤 安子	女	芝書道研究会会長	再	知識経験者
15 碓 康雄	男	川口市議会議員	再	知識経験者

前川公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 新井 恵	女	前川小学校長	新	学校教育関係者
2 中山 明広	男	岸川中学校長	再	学校教育関係者
3 野口 政昭	男	前川2丁目町会長	再	社会教育関係者
4 鈴木 ミチ	女	前川2丁目町会女性部長	新	社会教育関係者
5 熊木 喜好	男	前川3丁目町会長	再	社会教育関係者
6 森 美由紀	女	前川3丁目町会女性部長	再	社会教育関係者
7 本橋 克巳	男	前川本町町会長	再	社会教育関係者
8 飯田 麻由美	女	前川本町町会女性部長	新	社会教育関係者
9 新井 才斗	男	前川小学校PTA会長	新	社会教育関係者
10 須釜 哲夫	男	地区スポーツ推進委員協議会委員長	再	社会教育関係者
11 本橋 昭仁	男	保護司	再	社会教育関係者
12 龍光寺 憲一郎	男	前川公民館地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
13 新井 絹江	女	前川地区民生・児童協会会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 福田 洋子	女	川口市議会議員	再	知識経験者
15 前田 亜希	女	川口市議会議員	再	知識経験者

安行公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	磯 奈保子	女	安行中学校長	再	学校教育関係者
2	宮原 直樹	男	安行吉岡町会長	再	社会教育関係者
3	横川 孝司	男	安行小山町会長	再	社会教育関係者
4	千坂 二男	男	安行慈林町会長	再	社会教育関係者
5	菅野 五郎	男	東慈林町会長	再	社会教育関係者
6	清水 勝雄	男	安行さつきが丘町会長	再	社会教育関係者
7	矢作 洋	男	みどりが丘町会長	再	社会教育関係者
8	泉 哲郎	男	安行北谷町会長	再	社会教育関係者
9	石川 千加子	女	川口市青少年育成推進員	再	社会教育関係者
10	小嶋 新一	男	安行公民館地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
11	白鳥 紀子	女	埼玉県青少年育成推進委員	再	社会教育関係者
12	鈴木 英子	女	安行地区子ども会連絡協議会副会長	再	社会教育関係者
13	平岡 仁	男	安行原町会長・安行地区社会福祉協議会会長	再	知識経験者
14	芦田 芳枝	女	川口市議会議員	再	知識経験者

西川口公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	木村 達夫	男	仲町小学校長	再	学校教育関係者
2	中島 俊幸	男	仲町中学校長	再	学校教育関係者
3	横田 秀晴	男	仲3町会長	再	社会教育関係者
4	久米本 雅章	男	北町町会長	再	社会教育関係者
5	荻島 正拓	男	仁志1町会長	再	社会教育関係者
6	南部 博樹	男	仁志二町会長	再	社会教育関係者
7	富田 吉雄	男	民生委員・児童委員	再	社会教育関係者
8	宇佐美 徳紀	男	地区社会福祉協議会会長	再	社会教育関係者
9	神山 雅子	女	地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
10	木村 庄吉	男	地区老人クラブ連合会会長	再	社会教育関係者
11	小暮 とも子	女	川口市食生活改善推進員協議会西川口支部長	再	社会教育関係者
12	新堀 巖	男	西川口公民館利用団体友の会会長	新	社会教育関係者
13	宮島 ふさ子	女	地区連合婦人会会長	新	社会教育関係者
14	慶野 裕亮	男	地区連合子ども会会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15	青山 聖子	女	川口市議会議員	再	知識経験者

青木公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	鈴木 真由美	女	青木北小学校長	再	学校教育関係者
2	川鍋 岳人	男	青木中学校長	再	学校教育関係者
3	長堀 光洋	男	中青木2丁目町会長	新	社会教育関係者
4	小森 美津子	女	中青木2丁目町会婦人部副部長	再	社会教育関係者
5	岩澤 幸雄	男	青木町4丁目町会長	新	社会教育関係者
6	岩澤 雅美	女	青木町4丁目町会婦人部部長	再	社会教育関係者
7	飯田 重樹	男	青木町5丁目町会長	新	社会教育関係者
8	稲垣 三枝子	女	青木町5丁目町会婦人会会長	再	社会教育関係者
9	新保 隆志	男	西青木端戸町会長	再	社会教育関係者
10	佐藤 喜美代	女	西青木端戸町会女性部部長	新	社会教育関係者
11	高橋 文雄	男	青木公民館友の会役員	新	社会教育関係者
12	榎 まさみ	女	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13	本間 正明	男	青木北小学校PTA顧問	再	知識経験者
14	芝崎 正太	男	川口市議会議員	再	知識経験者

幸栄公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 駒崎 弘匡	男	幸町小学校長	新	学校教育関係者
2 田代 進一	男	栄町1丁目町会長	新	社会教育関係者
3 小林 宏	男	栄町二丁目町会長	新	社会教育関係者
4 天森 美佐子	女	栄町二丁目女性部長	再	社会教育関係者
5 佐藤 充	男	栄町3丁目町会長	再	社会教育関係者
6 納口 真一	男	幸町1丁目町会長	再	社会教育関係者
7 緑川 定雄	男	幸町二丁目町会長	再	社会教育関係者
8 坂東 治	男	幸町3丁目町会長	再	社会教育関係者
9 早川 悦生	男	リボンシティレジデンス自治会長	再	社会教育関係者
10 熊木 明美	女	民生委員・児童委員	再	社会教育関係者
11 鈴木 きよ子	女	民生委員・児童委員	再	社会教育関係者
12 須田 薫	女	民生委員・児童委員	再	社会教育関係者
13 白井 慎一	男	川口銀座商店街振興組合理事長	再	社会教育関係者
14 中野 康剛	男	幸町小学校PTA会長	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15 江袋 正敬	男	川口市議会議員	再	知識経験者

上青木公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 新保 友	男	上青木小学校長	新	学校教育関係者
2 石渡 裕一	男	上青木南町会長	再	社会教育関係者
3 湯浅 美智子	女	上青木西町会長	再	社会教育関係者
4 山野 昭紀	男	上青木中央町会長	再	社会教育関係者
5 横田 昭一	男	上青木東町会長	再	社会教育関係者
6 江澤 稔子	女	上青木6丁目町会長	再	社会教育関係者
7 金子 博	男	上青木西北町会長	再	社会教育関係者
8 川崎 隆史	男	上青木小学校PTA会長	再	社会教育関係者
9 塩瀬 健二	男	上青木地区子ども会会長	新	社会教育関係者
10 平出 孝史	男	地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
11 増田 勝美	男	上青木地区長寿クラブ連合会会長	再	社会教育関係者
12 高橋 登美雄	男	上青木地区民生委員協議会会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13 坂本 だいすけ	男	川口市議会議員	再	知識経験者
14 奥富 精一	男	川口市議会議員	再	知識経験者
15 最上 祐次	男	川口市議会議員	再	知識経験者

並木公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 大場 真	男	幸並中学校長	再	学校教育関係者
2 佐野 隆之	男	並木小学校長	再	学校教育関係者
3 相上 興信	男	並木町1丁目町会長	新	社会教育関係者
4 高橋 洋子	女	並木町1丁目婦人部長	再	社会教育関係者
5 星野 恒治	男	並木2丁目町会長	再	社会教育関係者
6 大根田 知嘉子	女	並木2丁目婦人部長	再	社会教育関係者
7 梅津 一義	男	並木3丁目町会長	再	社会教育関係者
8 平野 壽子	女	並木3丁目婦人部長	再	社会教育関係者
9 中島 重男	男	並木4丁目町会長	再	社会教育関係者
10 古宮 洋子	女	並木4丁目婦人部長	再	社会教育関係者
11 小山 泰仁	男	並木地区スポーツ推進委員長	再	社会教育関係者
12 緑川 洋行	男	並木地区連合つくも会長	新	社会教育関係者
13 皆川 泰祐	男	並木地区連合こども会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 古川 九一	男	川口市議会議員	再	知識経験者

戸塚公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	中根 隆弘	男	戸塚西中学校長	再	学校教育関係者
2	新井 雅夫	男	戸塚地区連合町会長・下戸塚町会長	再	社会教育関係者
3	豊田 幸枝	女	下戸塚町会婦人部長	再	社会教育関係者
4	豊田 徹	男	立山町会長	再	社会教育関係者
5	荒居 輝男	男	佐藤町会長	再	社会教育関係者
6	勝山 健治	男	藤兵衛新田町会長	再	社会教育関係者
7	岡田 順三	男	久左衛門新田町会長	再	社会教育関係者
8	水野 俊二	男	長蔵新田町会長	再	社会教育関係者
9	名倉 馨	男	西立野町会長	再	社会教育関係者
10	関口 京子	女	戸塚団地自治会長	新	社会教育関係者
11	飯塚 孝司	男	戸塚公民館地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
12	大谷 貴美子	女	はるかぜの会会員	新	家庭教育向上に資する活動を行う者
13	益田 みなみ	女	川口市議会議員	新	知識経験者
14	福森 悦子	女	川口市議会議員	新	知識経験者

芝南公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	諏訪 健	男	芝南小学校長	再	学校教育関係者
2	浅野 浩司	男	芝中田町会長	再	社会教育関係者
3	新井 幸雄	男	芝新町町会長	再	社会教育関係者
4	嶋根 将	男	芝中田1・2丁目町会長	再	社会教育関係者
5	高橋 英明	男	芝中田1・2丁目町会顧問	再	社会教育関係者
6	伊藤 清	男	芝中田1・2丁目町会体育部長	新	社会教育関係者
7	高須 廣文	男	芝一丁目町会長	再	社会教育関係者
8	越尾 隆	男	芝二丁目町会長	再	社会教育関係者
9	榎本 義男	男	芝中田1・2陽生会会長	再	社会教育関係者
10	大野 秀子	女	芝南太極拳同好会顧問	再	社会教育関係者
11	佐藤 政義	男	芝南地区レクリエーション協会会長	再	社会教育関係者
12	松田 清美	女	芝南育成協議会理事	再	社会教育関係者
13	池谷 光一	男	芝南小学校PTA会長	新	家庭教育向上に資する活動を行う者
14	稲川 和成	男	川口市議会議員	再	知識経験者
15	松本 進	男	川口市議会議員	再	知識経験者

朝日公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	山角 厚志	男	十二月田中学校長	再	学校教育関係者
2	鷺野 侑廣	男	十二月田町会長	再	社会教育関係者
3	松本 健二	男	川口シルフィア自治会長	新	社会教育関係者
4	永井 健之	男	朝日1丁目町会長	新	社会教育関係者
5	小嶋 正之	男	朝日2丁目町会長	新	社会教育関係者
6	竹井 保	男	グリーンビューニュー川口自治会長	新	社会教育関係者
7	宮井 貴志	男	ライオンズガーデン川口自治会長	再	社会教育関係者
8	山岸 一	男	朝日4丁目町会長	再	社会教育関係者
9	渡辺 恒男	男	末広1丁目町会長	再	社会教育関係者
10	西村 章	男	末広2丁目町会長	再	社会教育関係者
11	久保庭 秀喜	男	地区スポーツ推進委員長	再	社会教育関係者
12	田川 佳生	男	地区レクリエーション協会文化部長常任理事	再	社会教育関係者
13	中塩 照美	女	地区町会役員・民生委員協力員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	吉田 宏	男	朝日3丁目町会長	再	知識経験者
15	こんどう ともあき	男	川口市議会議員	新	知識経験者

根岸公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	三好 正浩	男	根岸小学校長	再	学校教育関係者
2	織田島 勇	男	根岸第一町会長	再	社会教育関係者
3	矢作 武信	男	根岸第2町会長	新	社会教育関係者
4	新井 亮司	男	根岸第3町会長	再	社会教育関係者
5	横尾 征一郎	男	根岸第4町会長	新	社会教育関係者
6	古谷 俊美	男	根岸第5町会長	再	社会教育関係者
7	小林 豊明	男	根岸第6町会長	再	社会教育関係者
8	北沢 小枝子	女	民生委員・児童委員	再	社会教育関係者
9	川田 愛子	女	文化クラブ連合会会長	新	社会教育関係者
10	須賀 孝子	女	公民館利用団体役員	再	社会教育関係者
11	杉本 重成	男	根岸公民館地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
12	細谷 忠五郎	男	老人クラブ連合会神根第一連合会会長	再	社会教育関係者
13	南 与志勝	男	根岸公民館地区子供育成連絡協議会会長	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	大関 修克	男	川口市議会議員	再	知識経験者

領家公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	岡本 賢一	男	領家小学校長	新	学校教育関係者
2	小山 輝男	男	領家二丁目町会長	再	社会教育関係者
3	加藤 健司	男	領家3丁目町会長	新	社会教育関係者
4	田辺 敬喜	男	領家4・5丁目町会長	新	社会教育関係者
5	佐藤 憲男	男	東領家1丁目町会長	再	社会教育関係者
6	小島 元実	男	東領家2丁目町会長	新	社会教育関係者
7	細田 兼広	男	東領家3丁目町会長	新	社会教育関係者
8	竹井 伸和	男	東領家4丁目町会長	新	社会教育関係者
9	菅野 伸一	男	東領家五丁目町会長	再	社会教育関係者
10	鈴木 阿津子	女	領家地区連合婦人部会長	再	社会教育関係者
11	高橋 恵美子	女	領家地区連合婦人部副会長	新	社会教育関係者
12	辻 光世	女	領家地区連合婦人部副会長	新	社会教育関係者
13	岡田 秀昭	男	領家1丁目町会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	関 裕通	男	川口市議会議員	再	知識経験者

芝西公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	郡 豊	男	芝西小学校長	再	学校教育関係者
2	野本 慶人	男	小谷場中学校長	新	学校教育関係者
3	白石 秀夫	男	田中町会長	再	社会教育関係者
4	内田 肇	男	芝塚越町会長	再	社会教育関係者
5	浦邊 敏夫	男	小谷場町会長	再	社会教育関係者
6	石川 哲次郎	男	芝鶴ヶ丸町会長	再	社会教育関係者
7	須賀 幸太郎	男	芝塚原町会長	再	社会教育関係者
8	堀口 浩	男	上谷町会長	新	社会教育関係者
9	鯉渕 三郎	男	上谷町会副会長	再	社会教育関係者
10	田本 久子	女	芝西料理クラブA代表	再	社会教育関係者
11	松田 清	男	地区レクリエーション協会理事会	再	社会教育関係者
12	富田 幸江	女	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13	大木 みつ子	女	民生委員・児童委員	再	知識経験者
14	柳田 力	男	川口市議会議員	再	知識経験者

芝北公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 岸田 健吾	男	柳崎小学校長	再	学校教育関係者
2 水品 廣記	男	伊刈町会長	再	社会教育関係者
3 小倉 可津	女	伊刈町会副町会長	新	社会教育関係者
4 可知 典子	女	伊刈町会青少年育成部長	再	社会教育関係者
5 鈴木 庄司	男	伊刈町会体育部副部長	新	社会教育関係者
6 飯塚 憲勝	男	柳崎町会長	再	社会教育関係者
7 峰岸 幸夫	男	柳崎町会副町会長	再	社会教育関係者
8 酒居 昭雄	男	地区レクリエーション協会副会長(体育部)	再	社会教育関係者
9 宇田川 晃一	男	地区レクリエーション協会幹事(体育部)	新	社会教育関係者
10 高木 静枝	女	地区レクリエーション協会副理事長(文化部)	再	社会教育関係者
11 宮下 賢	男	地区レクリエーション協会副会長(文化部)	新	社会教育関係者
12 高田 道子	女	芝北自彊術クラブ会長	再	社会教育関係者
13 長妻 明子	女	保護司	再	社会教育関係者
14 吉田 幸子	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15 若谷 正巳	男	川口市議会議員	再	知識経験者

芝富士公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 高野 葉子	女	芝富士小学校長	再	学校教育関係者
2 伊藤 一晃	男	芝富士町会長	再	社会教育関係者
3 倉科 佳子	女	芝富士町会広報部長	再	社会教育関係者
4 岩本 宏之	男	地区レクリエーション協会会長	再	社会教育関係者
5 小野 隆子	女	地区献血会運営委員	再	社会教育関係者
6 田中 証	男	地区スポーツ推進委員常任理事	再	社会教育関係者
7 福島 英則	男	川口市交通安全協会芝富士支部長	新	社会教育関係者
8 三谷 幸正	男	地区レクリエーション協会理事長	再	社会教育関係者
9 流 美都治	男	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
10 渡邊 妙子	女	芝富士小学校PTA副会長	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
11 小田中 栄	男	寿富士会会長	再	知識経験者
12 式田 勤	男	芝富士町会顧問	再	知識経験者

神根西公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 渡辺 訓次	男	在家小学校長	再	学校教育関係者
2 丸山 陽一	男	北中学校長	再	学校教育関係者
3 松崎 寛幸	男	在家中学校長	再	学校教育関係者
4 小林 一好	男	根岸北町会長	再	社会教育関係者
5 及川 美智子	女	根岸北町会副町会長	再	社会教育関係者
6 桧野 好晴	男	根岸北町会総務部長	再	社会教育関係者
7 金子 隆志	男	在家町会長	再	社会教育関係者
8 渡邊 佳代子	女	在家町会女性部長	再	社会教育関係者
9 猪之奥 婦美	女	道合西町会婦人部長	再	社会教育関係者
10 後藤 芳子	女	道合西町会広報副部長	新	社会教育関係者
11 金子 真一	男	見沼町会長	再	社会教育関係者
12 福田 悦子	女	見沼町会婦人部長	再	社会教育関係者
13 大井 悦子	女	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 川端 利保	男	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15 袴田 光春	男	道合西町会長	再	知識経験者

新郷南公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	黒澤 誠	男	新郷南小学校長	新	学校教育関係者
2	前原 博孝	男	江戸袋町会長	再	社会教育関係者
3	中村 浩幸	男	江戸袋町会体育部長	再	社会教育関係者
4	押田 みお子	女	本蓮町会副町会長	再	社会教育関係者
5	山田 忠	男	榛松町会長	再	社会教育関係者
6	宮原 美子	女	榛松町会副町会長	再	社会教育関係者
7	大場 茂樹	男	新堀町会長	新	社会教育関係者
8	山崎 一夫	男	東本郷南町会長	再	社会教育関係者
9	平林 仁	男	レクリエーション協会理事	再	社会教育関係者
10	柳沢 朱	女	創作舞踊教室会長	再	社会教育関係者
11	飯塚 孝行	男	川口市議会議員	再	知識経験者

前川南公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	田中 邦典	男	県立川口工業高等学校長	再	学校教育関係者
2	須賀 眞一	男	前川第1町会長	再	社会教育関係者
3	笠原 孝雄	男	前川第1町会役員	再	社会教育関係者
4	須賀 寛二	男	前川第1町会役員	新	社会教育関係者
5	五十嵐 章	男	南前川1丁目同潤会町会会長	再	社会教育関係者
6	斉藤 浩三	男	南前川1丁目同潤会町会役員	再	社会教育関係者
7	村越 京子	女	南前川1丁目同潤会町会役員	再	社会教育関係者
8	坪川 京子	女	南前川1丁目町会長	再	社会教育関係者
9	大平 美恵子	女	南前川1丁目町会役員	新	社会教育関係者
10	岡野 順一	男	南前川1丁目町会役員	再	社会教育関係者
11	金子 恵美	女	南前川1丁目町会役員	新	社会教育関係者
12	伊藤 美智子	女	公民館利用団体役員	再	社会教育関係者
13	小林 恵美	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	須賀 美佐恵	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15	本橋 克展	男	地区青少年育成協議会委員	再	知識経験者

朝日東公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	熊谷 茂樹	男	朝日東小学校長	再	学校教育関係者
2	上倉 徹	男	朝日5丁目町会長	再	社会教育関係者
3	松山 祐一	男	朝日5丁目町副会長	再	社会教育関係者
4	吉川 光男	男	朝日6丁目南町会長	再	社会教育関係者
5	中村 誠治	男	朝日6丁目北町会長	再	社会教育関係者
6	大熊 孝次	男	末広3丁目町会長	再	社会教育関係者
7	須藤 真義	男	弥平2丁目町会長	再	社会教育関係者
8	野崎 茂	男	弥平3丁目町会長	再	社会教育関係者
9	平柳 清	男	弥平4丁目町会長	再	社会教育関係者
10	田村 衛	男	地区スポーツ推進委員長	再	社会教育関係者
11	平柳 優子	女	地区婦人連合会長	再	社会教育関係者
12	星 隆夫	男	学校応援団コーディネーター	再	社会教育関係者
13	土屋 孝子	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	吉田 英司	男	川口市議会議員	再	知識経験者

神根東公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	高橋 眞一	男	神根東小学校長	再	学校教育関係者
2	清水 幹明	男	神根中学校長	再	学校教育関係者
3	高山 治男	男	石神第1町会長	再	社会教育関係者
4	早船 浩	男	石神第2町会長	再	社会教育関係者
5	石井 光	男	石神中区町会長	再	社会教育関係者
6	島村 亨	男	石神下区町会長	再	社会教育関係者
7	長瀬 洋一	男	新井宿町会長	再	社会教育関係者
8	加藤 吉久	男	赤山中央町会長	新	社会教育関係者
9	佐藤 千恵子	女	公民館利用団体代表	再	社会教育関係者
10	高氏 八重子	女	公民館利用団体代表	再	社会教育関係者
11	鈴木 いずみ	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
12	高橋 律子	女	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13	樋口 八千代	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	井上 薫	男	川口市議会議員	再	知識経験者
15	杉本 佳代	女	川口市議会議員	再	知識経験者

戸塚西公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	山本 智久	男	差間小学校長	新	学校教育関係者
2	谷川 雅一	男	上戸塚町会長	再	社会教育関係者
3	穴倉 友江	女	上戸塚町会会計監査	新	社会教育関係者
4	厚川 誠治	男	一本木町会長	再	社会教育関係者
5	安藤 和弘	男	平沼町会長	再	社会教育関係者
6	園部 隆男	男	行衛町会長	再	社会教育関係者
7	勝山 光和	男	行衛町会副町会長	新	社会教育関係者
8	大森 弘	男	差間町会長	再	社会教育関係者
9	森田 雅久	男	差間町会副町会長	再	社会教育関係者
10	佐山 道浩	男	地区レクリエーション協会副理事長	新	社会教育関係者
11	厚川 葉子	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
12	鹿野 愛子	女	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13	榊原 秀忠	男	川口市議会議員	再	知識経験者
14	木岡 たかし	男	川口市議会議員	再	知識経験者

鳩ヶ谷公民館

	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	福嶋 繁夫	男	桜町小学校長	再	学校教育関係者
2	神崎 有人	男	桜町4丁目自治会長	再	社会教育関係者
3	高橋 健二	男	桜町5丁目自治会長	再	社会教育関係者
4	中山 茂	男	コンフォール東鳩ヶ谷団地自治会長	再	社会教育関係者
5	宮田 典和	男	鳩ヶ谷本町三丁目自治会長	再	社会教育関係者
6	倉橋 純一	男	鳩ヶ谷本町4丁目自治会長	再	社会教育関係者
7	矢作 登司雄	男	坂下町1丁目自治会長	再	社会教育関係者
8	小田切 敏昭	男	坂下町3丁目自治会長	再	社会教育関係者
9	遠藤 ミツル	女	民生委員・児童委員(主任児童委員)	新	社会教育関係者
10	松村 きみ子	女	民生委員・児童委員	再	社会教育関係者
11	金井 夫美子	女	公民館利用団体	再	社会教育関係者
12	清水 征治	男	公民館利用団体	再	社会教育関係者
13	川上 靖恵	女	青少年育成推進員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	小柳 美佐子	女	青少年育成推進員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
15	野口 宏明	男	川口市議会議員	再	知識経験者

南鳩ヶ谷公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 萩原 美樹	女	南鳩ヶ谷小学校長	再	学校教育関係者
2 神原 幸雄	男	南鳩ヶ谷1丁目自治会長	新	社会教育関係者
3 澤木 信男	男	南鳩ヶ谷2丁目自治会長	再	社会教育関係者
4 遠藤 啓一	男	南鳩ヶ谷3丁目自治会長	再	社会教育関係者
5 野崎 浩伸	男	南鳩ヶ谷4丁目自治会長	再	社会教育関係者
6 竹井 英雄	男	南鳩ヶ谷六丁目自治会長	再	社会教育関係者
7 石山 進	男	南鳩ヶ谷8丁目自治会長	再	社会教育関係者
8 勅使川原 康治	男	三ツ和自治会長	再	社会教育関係者
9 小原 寛司	男	八幡木自治会長	再	社会教育関係者
10 小松 勝三	男	前田自治会長	再	社会教育関係者
11 安部 義明	男	鳩ヶ谷緑町自治会長	再	社会教育関係者
12 山下 進	男	グリーンパーク鳩ヶ谷自治会長	再	社会教育関係者
13 松島 美樹	女	青少年育成推進員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 柴崎 一	男	民生委員・児童委員	新	知識経験者
15 関 由紀夫	男	川口市議会議員	再	知識経験者

里公民館

氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1 荻上 晃司	男	里中学校長	新	学校教育関係者
2 遠藤 英二	男	桜町一丁目自治会長	再	社会教育関係者
3 平松 恒之助	男	コンフォール西鳩ヶ谷自治会長	再	社会教育関係者
4 廣瀬 二郎	男	坂下町4丁目第2自治会長	再	社会教育関係者
5 岡村 雅人	男	里自治会長	再	社会教育関係者
6 青柳 久夫	男	里みどりヶ丘自治会長	再	社会教育関係者
7 斉藤 公政	男	里諏訪山自治会長	再	社会教育関係者
8 齊藤 金藏	男	鳩ヶ谷辻自治会長	再	社会教育関係者
9 鈴木 松男	男	南鳩ヶ谷7丁目自治会長	再	社会教育関係者
10 福田 晴美	女	公民館利用団体代表者	再	社会教育関係者
11 牛込 まゆみ	女	青少年育成推進員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
12 高野 きよ子	女	民生委員・児童委員	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13 中切 百合子	女	民生委員・児童委員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14 岩井 ひろゆき	男	川口市議会議員	新	知識経験者
15 船津 由徳	男	川口市議会議員	新	知識経験者

2 任期

令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

議案第95号

川口市文化財保護審議会専門調査員を委嘱することについて

このことについて、旧田中家住宅耐震補強事業を実施するにあたり、川口市文化財保護条例第6条の規定により、下記のとおり、専門調査員を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	区分	所属等
1	楠 浩 一	耐 震	東京大学地震研究所 教授
2	藤 田 香 織	耐 震	東京大学大学院工学系研究科 教授
3	太 田 勤	耐 震	(株)堀江建築工学研究所 所長

2 任期

令和2年6月24日から旧田中家住宅耐震補強事業終了まで

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第96号

川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会委員を委嘱することについて

川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会条例第4条の規定により、別紙のとおり川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

氏名	条例第4条該当名	備考	再・新
安井 賢光	知識経験者	中央地区連合町会長	新
中村 昌希	知識経験者	郵便局長	新
中原 三奈子	知識経験者	会社役員	新
子安 章子	知識経験者	主任児童委員	再
目良 一貴	知識経験者	会社員	再
吉田 順子	知識経験者	団体役員	再
金井 佳代子	知識経験者	会社員	再
柳田 友希	知識経験者	公募委員	新
渡辺 朋代	知識経験者	公募委員	新
櫻田 幼子	社会教育関係者	中央おはなし会協力員	新
溝井 留美	社会教育関係者	中央わらべうたとえほんの会協力員	新
角田 志穂	社会教育関係者	川口おはなしの木会員	新
岸田 健吾	学校教育関係者	柳崎小学校長	新
川鍋 岳人	学校教育関係者	青木中学校長	新
井上 清之	学校教育関係者	川口市立高等学校長	再

2 任期

令和2年6月27日から令和4年6月26日まで

議案第98号

川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

川口市学校運営協議会規則第6条の規定により、別紙のとおり川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱・任命をする者

(1) 川口市立領家小学校

No.	氏名	規則第6条関係	備考
1	加藤 健司	領家3丁目町会長	
2	小山 輝男	領家二丁目町会長	
3	新井 裕子	P T A幹事長	

(2) 川口市立上青木南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	備考
1	佐瀬 常雄	スクールガード・リーダー	
2	吉田 広善	上青木南町会区長 元川口市スポーツ少年団本部員	
3	加藤 一成	川口市法人会総務部長	
4	山下 奈都子	主任児童委員	
5	寺崎 由紀子	元P T A執行部	
6	庄司 江里子	学校応援団コーディネーター	

(3) 川口市立新郷南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	備考
1	山下 由美香	事務主事	

2 任期

令和2年6月24日から令和4年3月31日まで

議案第101号

川口市非行防止対策協議会委員を委嘱することについて

川口市非行防止対策協議会会則第4条の規定により、別紙のとおり委員を委嘱することについて、議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
1	川口市PTA連合会	副会長	作田 勝憲	新規
2	川口市民生委員児童委員協議会	児童委員	平田 敦子	再任
3	川口地区保護司会	保護司	大井 誠一	再任
4	川口警察署	生活安全課長	野村 泰隆	新規
5	武南警察署	生活安全課長	田中 崇	再任
6	川口市子ども部青少年対策室	室 長	池沢 信幸	新規

2 任期

令和2年6月25日から令和3年3月31日まで

議案第102号

川口市いじめ問題対策協議会委員を委嘱することについて

川口市いじめ問題対策協議会設置要項4の規定により、別紙のとおり、委員を委嘱することについて、議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	文教大学	教授	米津 光治	再任
2	さいたま人権擁護委員協議会	人権擁護委員	備藤 泰充	新規
3	川口市民生委員児童委員協議会	民生委員	齋藤 美幸	再任
4	川口地区保護司会	保護司	丸山 明美	再任
5	川口市PTA連合会	副会長	高田 秀哉	新規
6	川口警察署	生活安全課長	野村 泰隆	新規
7	武南警察署	生活安全課長	田中 崇	再任
8	済生会川口総合病院	小児科主任部長	大山 昇一	再任
9	川口市私立幼稚園協会	会長	本橋 克展	新規
10	川口市子ども部青少年対策室	室長	池沢 信幸	新規
11	埼玉県南児童相談所	副所長	南 和彦	再任

2 任期

令和2年6月25日から令和3年3月31日まで

議案第103号

川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて

令和2年度川口市地域ぐるみの安心・安全体制整備推進事業要項4(1)(2)の規定により、川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて別紙のとおり議決を求める。

令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

	学校名	氏 名
1	本町小学校	田原 浩之
2	幸町小学校	中野 康剛
3	仲町小学校	岡田 真理子
4	上青木小学校	佐々木 良彦
5	元郷小学校	大井 英夫
6	飯塚小学校	池田 政延
7	芝小学校	飯塚 健司
8	新郷小学校	佐野 しのぶ
9	神根小学校	西馬 成起
10	青木北小学校	高野 光弘
11	領家小学校	北原 嗣久
12	舟戸小学校	荻谷 敏宏
13	十二月田小学校	富島 正和
14	飯仲小学校	坂下 明
15	並木学校	大家 康伸
16	安行小学校	松野 一夫
17	原町小学校	永井 紀一
18	前川小学校	本橋 昭仁
19	戸塚小学校	宮島 美紀子
20	青木中央小学校	池田 浩宣
21	元郷南小学校	鳴神 英雄
22	芝西小学校	天野 剛行
23	芝南小学校	鈴木 美雪
24	神根東小学校	星川 清人
25	朝日東小学校	吉川 光男
26	芝富士小学校	岩淵 重緯

	学校名	氏 名
27	前川東小学校	池谷 義昭
28	柳崎小学校	金丸 要
29	芝樋ノ爪小学校	高橋 保子
30	新郷南小学校	兼子 美由紀
31	上青木南小学校	佐瀬 常雄
32	根岸小学校	金室 守久
33	芝中央小学校	大曾根 涼
34	新郷東小学校	三好 義昭
35	朝日西小学校	大塚 文雄 有光 洋右
36	慈林小学校	星野 恵司
37	差間小学校	鯨井 寛正
38	東本郷小学校	及川 紀男
39	東領家小学校	茂庭 衛
40	安行東小学校	小林 進一
41	在家小学校	本多 和子
42	戸塚東小学校	安間 博行
43	戸塚北小学校	南雲 晴幸
44	木曾呂小学校	増田 隼人
45	戸塚綾瀬小学校	鈴木 乃吏子
46	戸塚南小学校	井原 勲
47	鳩ヶ谷小学校	宮尾 文子
48	中居小学校	長妻 侑子
49	辻小学校	土屋 行雄
50	里小学校	尾嶋 敏男
51	桜町小学校	木尾 由美恵
52	南鳩ヶ谷小学校	本部 亜紀

2 委嘱期間

令和2年6月24日から令和3年3月31日まで

議案第104号

川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて

川口市いじめ問題調査委員会条例第4条の規定により、下記のとおり、川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	所属・役職等	再・新
1	武藤 暁	練馬・市民と子ども法律事務所 弁護士	新任

2 任期

令和2年6月24日から委員会が第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日まで
令和2年6月24日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

	氏 名	所属・役職等
1	会沢 信彦	文教大学教授
2	直田 庸介	直田法律事務所弁護士
3	新谷 仁	一般社団法人 川口市医師会 新谷医院
4	武藤 暁	練馬・市民と子ども法律事務所弁護士

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和2年5月21日（木）
午後1時30分
場 所 議会第3・4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

1 教育委員会定例会の開催状況について . . . 1

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について . . . 5

【質疑応答概要】 . . . 9

(参考資料)

資料1 川口市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）

1 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第2回教育委員会定例会（2月5日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 2月行事予定について
- (イ) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について
- (ウ) 臨時的任用教員の退職手当の一部未払いについて
- (エ) 令和2年度教育局組織体制について
- (オ) 12月市議会定例会の概要について
- (カ) 第72回（令和元年度）優良公民館表彰について
- (キ) 埼玉学園大学との連携協力に関する協定の締結について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 3月市議会に係る議案の原案決定について【当初予算】
- (イ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】
- (ウ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例】
- (エ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例】
- (オ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例】
- (カ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【専決】
- (キ) 川口市文化芸術審議会委員を委嘱することについて
- (ク) 教職員の人事について

(2) 第3回教育委員会定例会（2月19日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 川口市立学校におけるいじめ問題の状況について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 「旧田中家住宅保存活用計画」（案）について
- (イ) 教職員の人事の内申について

エ その他

- (ア) 令和元年度川口市健康教育大会結果について

(3) 第4回教育委員会定例会（3月5日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 教育委員会における新型コロナウイルス対策等について
- (イ) 3月行事予定について
- (ウ) 令和元年度教職員人事評価結果について
- (エ) 令和元年度新規採用教職員の特別評価結果について
- (オ) 令和2年度指導課学校訪問について
- (カ) 令和2年度適応指導教室について
- (キ) 令和2年度日本語指導教室について
- (ク) 学校における食物アレルギーに関わる検討委員会の報告について

イ 協議事項

- (ア) 川口市立幼稚園の今後の計画について
- (イ) 小中学校適正規模適正配置基本方針の改訂について

ウ 議事

- (ア) 職員の人事について
- (イ) 文化財の指定について
- (ウ) 市立高等学校・幼稚園の教職員の人事について
- (エ) 令和2・3年度研究委嘱校を委嘱することについて

エ その他

- (ア) 未所蔵図書のリクエスト受付の一部変更について
- (イ) 前川図書館の臨時休館について

(4) 第5回教育委員会定例会（3月17日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 臨時的任用教員の退職手当の一部未払いの対応状況について
- (イ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて
- (ウ) 川口市立学校学校評議員の委嘱を解いたことについて
- (エ) 令和2年度川口市教育相談支援員の採用について
- (オ) 令和2年度川口市特別支援教育支援員の採用について
- (カ) 令和2年度川口市特別支援学級等補助員の採用について
- (キ) 令和2年度川口市学校図書館司書の採用について
- (ク) 令和2年度川口市スクールソーシャルワーカーの採用について
- (ケ) 令和元年度川口市立高等学校卒業者の進路状況について

イ 協議事項

- (ア) 令和2年度中高生海外派遣事業について

ウ 議事

- (ア) 職員の人事について
- (イ) 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて
- (ウ) 川口市学校運営協議会を設置することについて
- (エ) 適正規模適正配置基本方針の改訂について
- (オ) 令和2年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて
- (カ) 高等学校の教職員の人事について
- (キ) 令和2年度川口市教育研究所教育相談員を委嘱することについて
- (ク) 令和2年度日本語指導支援員を委嘱することについて
- (ケ) 令和2年度川口市教育研究所カウンセラーを委嘱することについて
- (コ) 令和2年度川口市教育研究所教育相談室の嘱託医を委嘱することについて
- (サ) 令和2年度川口市教育研究所教育相談室の嘱託カウンセラーを委嘱することについて
- (シ) 令和2年度川口市教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて
- (ス) 令和2年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて
- (セ) 川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について
- (ソ) 川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について
- (タ) 川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について
- (チ) 川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (ツ) 川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について
- (テ) 川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について
- (ト) 川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程について
- (ナ) 川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程について
- (ニ) 川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程について
- (ヌ) 川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程について
- (ネ) 川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について
- (ノ) 川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について
- (ハ) 川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について
- (ヒ) 川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程について
- (フ) 川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について
- (ヘ) 川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

- (ホ) 川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について
- (マ) 川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について
- (ミ) 川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
- (ム) 川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について

(5) 第6回教育委員会定例会（4月1日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 4月行事予定について
- (イ) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について
- (ウ) 東日本大震災により市内に避難している者に対する教育施設使用料等を免除する期間の延長について
- (エ) 「川口市美術館建設基本計画」の答申について
- (オ) 令和元年度学校自己評価のまとめについて
- (カ) 令和2年度「特色ある学校づくり推進校」の決定及び学校支援員の採用について
- (キ) 学校における食物アレルギーに関わる検討委員会の報告について
- (ク) 学校医等の委嘱を解いたことについて
- (ケ) 学校医等の委嘱について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて
- (イ) 川口市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について
- (ウ) 川口市立高等学校進路カウンセラーを委嘱することについて
- (エ) 令和2年度川口市学校ファーム推進事業の指定校を委嘱することについて
- (オ) 専決処分の承認について（職員の人事について）

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) 教育委員会におけるいじめ問題の現状について

ア 市立学校におけるいじめ問題の現状について

(ア) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つまり、下記の①～④をすべて満たす事象が、法律上のいじめに該当する。

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

心理的・物理的な影響を与える行為により、対象となった児童生徒が苦痛を感じれば、法律上のいじめに該当する。法律上のいじめは、極めて広範な概念であり、被害児童生徒に寄り添ったものであると言える。

(イ) いじめの認知件数・解消件数・解消率（平成29年度～令和元年度）

	小学校			中学校			高等学校		
	認知 (件)	解消 (件)	解消率 (%)	認知 (件)	解消 (件)	解消率 (%)	認知 (件)	解消 (件)	解消率 (%)
H29	897	829	92.4	269	243	90.3			
H30	1,208	1,005	83.2	375	338	90.1	2	1	50
R 1	2,470	1,920	77.7	333	242	72.7	1	1	100

※いじめが解消している状態について（いじめの防止等のための基本的な方針）

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※いじめの認知件数は増加傾向にある。各学校が積極的な認知に努めている状況が伺える。

※いじめの解消では、安易に「解消した」と判断せずに、経過をよく見極めている状況が伺える。

(ウ) いじめの態様（令和元年度）

	小学校	中学校	高等学校
①	冷やかし、からかい、悪口・脅し文句、嫌なことを言われる。	冷やかし、からかい、悪口・脅し文句、嫌なことを言われる。	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
②	軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりする。	
③	仲間はずれ、集団による無視をされる。	仲間はずれ、集団による無視をされる。	

※小・中学校ともに、「冷やかし、からかい、悪口・脅し文句、嫌なことを言われる。」が最多だった。

イ 川口市いじめ問題調査委員会について

(ア) いじめ重大事態

「いじめ防止対策推進法」第 28 条において「いじめ重大事態」が規定されている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(イ) 川口市いじめ問題調査委員会について

a C 学校の事案について（令和元年 10 月 25 日 特別委員会報告事案）

平成 29 年 10 月 20 日に重大事態発生を市長に報告し、川口市いじめ問題調査委員会条例に基づき、学識経験者、弁護士、医療従事者の専門家 3 人が委員に選任されて活動を開始した。調査委員会は、第 1 回を平成 29 年 11 月 2 日に開催し、第 11 回を令和元年 10 月 3 日に開催したが、当該生徒保護者の要望により委員を再選考し、学識経験者、弁護士、医療従事者の 3 人で新た

ないじめ問題調査委員会を立ち上げることにした。

b G学校の事案について（新規）

（a）経緯

当該児童保護者より、当該児童が令和元年11月、同じ学年の児童から悪口を言われ、同じ学年の複数の児童からボールを当てられたとの訴えがあった。

（b）いじめ問題調査委員会（学校主体）の発足

令和2年3月4日、重大事態発生を市長に報告した。現在、いじめ問題調査委員会の立ち上げに向けて、委員の人選・依頼をしている。

c H学校の事案について（新規）

（a）経緯

令和元年7月、学校は当該児童が同じ学年の児童から悪口を言われたことを認知し、指導・謝罪を行い、10月下旬に当該児童・保護者にいじめの解消を確認していた。令和2年1月、学校は当該児童保護者より、当該児童が保護者の睡眠薬を飲み、病院に搬送されたとの連絡を受けた。その後、受診にて当該児童よりいじめについての訴えがあった。

（b）いじめ問題調査委員会（学校主体）の発足

令和2年2月12日、重大事態発生を市長に報告し、校長・教頭・主幹教諭・担任・いじめ対応教員の5人と外部委員の3人が委員に選任されて活動を開始した。

（c）調査状況

調査委員会は、第1回を令和2年3月3日に開催しており、調査委員会継続中である。

ウ 「川口の元気 第8回いじめゼロサミット」について

令和元年12月20日の「川口の元気 第8回いじめゼロサミット」では、「川口市からいじめをなくすために、大切なこととは～自分たちができること～」について川口市内小中学校の代表児童生徒が協議した。

令和2年 いじめ撲滅スローガン（各ブロック）

新郷	自分から一歩踏み出す勇気をもとう 救いの手を差し伸べる勇気をもとう ひろげよう友達の輪 なくそういじめ
安行戸塚A	あふれんばかりの思いやりを相手に
安行戸塚B	相手の気持ちを考え、自分がされてうれしいことをする。
横曽根	尊重しよう 相手の立場 考えなおそうその言葉
中央	笑顔。支え合って みんなが幸せになるように おもいやろう
神根	「大丈夫」一人じゃないよ 自分も相手も大切に。
芝前川	寄り添って作ろう芝前川の心
青木	きれいだよ 君だけの花 咲かせよう
芝	相手の気持ちを知り、相談し合える絆を作ろう
南平	あいさつや交流を通して様々な人とコミュニケーションを図ろう！！
鳩ヶ谷	誰にでも平等に接して、前向きな言葉であふれさせよう！

エ 「川口市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について（資料1）

（ア）改定の趣旨

川口市いじめの防止等のための基本的な方針の改定は、平成29年4月1日に施行された「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」及び「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定の内容を反映し、改定するものである。

（イ）改定のポイント

- ・いじめの定義について
- ・川口市いじめから子どもを守る委員会の設置について
- ・市が実施する施策について
- ・いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策について
- ・いじめ対応教員の任命について

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和2年5月21日)

教育総務部 教育総務課

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
1 教育委員会定例会の開催状況について	
< 質 疑 >	
(荻野委員)	(学校教育部長)
2ページの(3)イ(イ)の小中学校適正規模 適正配置基本方針の改訂について、令和2年度に おいて、「存置の基準」及び「適正規模に改善する ための検討を開始する基準」を満たしている小中 学校はあるのか。また、基準を満たしている学校 がある場合、どのタイミングで検討会議を設置す るのか。	小学校については、存置を検討する基準を満た している学校はなく、適正規模に改善するための 検討を開始する基準を満たしている学校は、1校 である。なお、現在、今年度に検討会議を設置す るよう準備を進めているところである。また、中 学校については、どちらの基準も満たしている学 校はない。
(芦田委員)	(指導課長)
1ページの(1)ア(キ)の埼玉学園大学との 連携協力に関する協定の中で、どのような連携を 行うのか。	埼玉学園大学とは、以前から教育研究所におい て教育相談や教員研修などで交流をしていたが、 この度、教育力のさらなる向上を図るため、教職 員の研修や子どもたちの学習支援などについて、 協定を締結し、連携していくものである。
(芦田委員)	(指導課長)
具体的には、どのような事業を、どのくらいの 頻度で行う予定なのか。	主なものとしては、教員の研修において大学か ら講師を派遣していただくこと。また、大学の講 義に教員が参加することを予定している。

質 疑	応 答
	年間何回行うという決まりはないので、必要に応じ連携を図っていきたいと考えている。
(福森委員)	(庶務課長)
2ページの(3)イ(ア)の川口市立幼稚園の今後の計画についての内容を教えてほしい。	舟戸幼稚園と南平幼稚園については、現在、2年保育で行っているが、園児数の動向や保護者ニ
	ーズを踏まえ、3年保育を行うことを計画しているものである。
(福森委員)	(学校教育部長)
3ページの(4)ウ(オ)令和2年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて、及び(ケ)令和2年度川口市教育研究所カウンセラーを委嘱することについての、具体的な人数や活動内容を教えてほしい。	学校教職員メンタルヘルスカウンセラーは2名である。カウンセラーは、教職員の要請に応じ学校を訪問することや定期的に学校へ訪問し、管理職へ聞き取りなどを実施している。
	(指導課長)
	教育研究所カウンセラーは7名である。教育研究所の来所者への教育相談を行っており、1日3
	名体制で行っている。
(榊原委員)	(指導課長)
2ページの(4)ア(ケ)の令和元年度川口市立高等学校卒業者の進路状況についての内容を教えてください。	令和2年3月13日現在の全日制卒業者の進路状況について報告したもので、国公立大学の合格者は、昨年度より9名増加の14名である。具体的には、秋田県立大学1名、会津大学2名、北九州市立大学1名、群馬大学1名、埼玉大学2名、

質 疑	応 答
	<p>埼玉県立大学1名、高崎経済大学1名、千葉大学1名、筑波大学1名、東京芸術大学1名、長岡技術科学大学1名、新潟大学1名である。私立大学は、慶応義塾大学、早稲田大学、明治大学、中央大学、法政大学、東京理科大学、日本大学、東洋大学、駒澤大学、専修大学などの合格者が出ている。就職者は15名減少したものの、市立3校の全日課程では、内定率100パーセントを達成している。</p>
<p>(荻野委員) 私立大学の合格者数を教えてほしい。</p>	<p>(指導課長) 250名である。</p>
<p>(関議員) 資料に記載されている教育委員会定例会5回の教育委員の出席状況を教えてほしい。</p>	<p>(教育総務課長) 第3回教育委員会定例会において、教育委員1名が欠席であったが、その他は、すべて全員出席である。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和2年5月21日)

学校教育部

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
< 質 疑 >	< 応 答 >
(荻野委員)	(指導課長)
川口市いじめの防止等のための基本的な方針の10ページのウについて、加害児童生徒への支援が示されている理由を教えてください。	いじめ問題の複雑化や様々な家庭環境があり、加害児童生徒がなぜ、いじめ問題に加担してしまったのかなどをより深く分析していく必要があるため記載をしたものである。
(青山委員)	(指導課長)
新型コロナウイルス感染症による休校期間は、いじめ解消の見届け期間である3か月の日数としてカウントするのか。	現在のところ、休校期間の取り扱いについて国・県の方針が出ていない。市としては、3か月が経過した後も追跡を続けており、今後県にも確認しながら、見過ごされることのないように丁寧に対応していく。
(要望)	
休校期間を見届け期間に含めず、いじめが解消されているか、きちんと目配りをしていたかどうか。	
(板橋委員)	(指導課長)
いじめ問題調査委員会について、調査委員会を設置するまでの期間など規定があるのか。	調査委員会の立ち上げにあたっては、まず、市長への報告を行い、市教委主体か学校主体かを判

質 疑	応 答
	断する。次に、委員の選考を行うが、市教委で立ち上げる場合は、学識経験者、弁護士、医療従事者等に依頼し、学校の場合は、学校で外部の方に依頼をしている。これらの手続きに時間を要する可能性がある。いつまでに立ち上げなければならないという規定はないが、スピード感をもって取り組まなければならないことは認識している。
(坂本委員)	(指導課長)
H学校についての経緯と現状を教えてください。	1学期にいじめの相談があり7月3日に認知し、10月30日に解消を確認している。その後何が原因で睡眠薬を飲んだのか本人からも聞けず、母親からも聞かないでほしいと言われている状況である。
(坂本委員)	(指導課長)
本人は学校に行っているのか。	本人は登校しておらず、現在、自宅にいる。
(坂本委員)	(指導課長)
川口市いじめの防止等のための基本的な方針のなかで、子供たちにいじめを未然に防ぐためのスキルやいじめが起きたときの対処法を身に付けさせる取組があれば教えていただきたい。	「ライフスキルかわぐち」などを通していじめ対応のプログラムを組み立てるなど、徳力向上推進委員会で話し合いながら進めていく。また、いじめゼロサミットを通して子供がスローガンを作成し、それに沿って取り組んでいくことなど、工夫を重ねて子供同士の関わりを深めていく。

質 疑	応 答
(荻野委員)	(指導課長)
加害児童生徒が置かれている状況などの分析について、他機関に意見を求めるのか。被害・加害児童生徒、周りの者への支援も必要ではないか。	他機関には特に意見は求めておらず、「ライフスキルかわぐち」の様々な領域を通して相手の気持ちを考えさせる授業を行っている。また、被害・加害児童生徒、周りの者のいずれかに特化することなく指導していく。さらに、いじめ対応教員研修会などを通して教員にも指導をしている。
(荻野委員)	(指導課長)
川口市いじめの防止等のための基本的な方針の8ページ(コ)に、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進するとあるが、どういうことか。	幼児期からのいじめの未然防止を目的として、埼玉県教育委員会が作成した、生活、他者との関係、興味関心の3つの分野に着目した子育ての目安「3つのめばえ」を導入し、市立幼稚園においても取り組んでいくこととして、追記したものである。
(要望)	
子ども部とも、ぜひ連携して取り組んでいただきたい。	
(芦田委員)	(指導課長)
川口市いじめの防止等のための基本的な方針の4ページ(4)川口市いじめから子どもを守る委員会の設置について、委員の任期は何年か。	任期は、2年である。

質 疑	応 答
(芦田委員)	(指導課長)
いじめがあったときに、スクールロイヤーにアドバイスを求めることはあるか。また、その手続きは。	いじめ問題だけではなく、学校が抱える問題に関して学校長がスクールロイヤーに直接相談をしている。なお、手続きとしては、学校長が教育委員会に申込み、日程を設定している。
(芦田委員)	(指導課長)
相談以外で、スクールロイヤーをどのように活用しているのか。	管理職や教員の研修会でも講義をお願いしている。
(芦田委員)	(指導課長)
スクールロイヤーへの相談件数は何件か。	令和元年度は20件、令和2年度は現在のところ1件である。
(関委員)	(学校教育部長)
学校教育部長のいじめ根絶に向けた考え方、思いを聞かせていただきたい。	依然としていじめは大きな社会問題であり、本市において重大事態が発生している状況については、教育委員会としても深刻に重く受け止めている。いじめ防止には、いじめは絶対許さない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子・どの学校にも起りうるという認識を社会全体で持ち、それぞれの役割を果たしていくことが必要不可欠であると考えている。教育委員会としても、川口市全ての子供たちが笑顔で学校に通えるよう、また、いじめから子供たちを守るという強い

質 疑	応 答
	決意のもと、学校、関係機関と連携を図るととも
	に、子供たちや保護者に寄り添い、子供たちの笑
	顔のため、いじめ根絶に向けて取り組んでいく。

(案)

川口市いじめの防止等のための
基本的な方針

〔 改定版 〕

令和2年 月

川 口 市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	3
(1) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定	3
(2) 川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割	3
(3) 教育委員会の調査組織の設置	4
(4) 川口市いじめから子どもを守る委員会の設置	4
(5) 市が実施する施策	5
2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) いじめ対応教員の任命	11
(3) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	12
(4) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置	13
3 重大事態への対処	19
(1) 重大事態への対処の流れ	19
(2) 市立学校の設置者又はその設置する学校による調査	20
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	25
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	26

はじめに

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた我々多くの国民の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校や教育委員会ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から、一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

川口市では、平成7年に教育局、さいたま人権擁護委員協議会川口部会、警察等が連携して「川口市いじめ問題対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）についての協議を行ってきた。また、平成24・25年には、それぞれ「川口いじめ根絶宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、市民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言したところである。

これに基づき、川口市では、対策協議会や教育委員会において、いじめの防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。

川口市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

※基本方針の改定

本いじめ防止基本方針は、平成29年4月1日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映し、改定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という、認識を持たせる必要がある。

また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、いじめ防止基本方針では、学校はもとより、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。

2 川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」

本いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

本いじめ防止基本方針において「学校」とは、川口市立学校をいう。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定

【法】

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

市は、法並びに条例の趣旨を踏まえ、国や埼玉県の基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、川口市いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）を定める。

いじめ防止基本方針では、本市の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、川口市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本いじめ防止基本方針が本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

(2) 川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割

【法】

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

市は、既設の川口市いじめ問題対策協議会に、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせ、常設の組織とする。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(3) 教育委員会の調査組織の設置

【法】

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「川口市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は常設化せず、法第28条（20ページ以下参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合のみ、委員を招集し、調査・対処を行うものとする。

なお、調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

(4) 川口市いじめから子どもを守る委員会の設置

【条例】

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

市は、子どもや保護者、市民等からのいじめに関する相談に応じ、調査、調整等を行う組織として、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置する。

ア 所掌事務

（ア）いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

（イ）いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。

（ウ）市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

イ 委員（3人）

（ア）教育関係者

（イ）子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（ウ）学識経験者

(5) 市が実施する施策

【条例】

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

ア 市立学校を支援する

(ア) 相談体制の整備・充実

- ・学校の教育相談体制への支援・・・学校の教育相談組織の整備を支援するとともに、教育相談をコーディネートする教員の育成に努める。
- ・生徒指導担当学校訪問・・・生徒指導担当指導主事が、定期的に各学校を訪問し、課題を抱える児童生徒等の情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・さわやか相談室訪問・・・教育相談員や指導主事等が、定期的に各中学校の教育相談室を訪問し、様々な情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・一般的な教育相談業務の展開・・・川口市立教育研究所において、電話や来室による教育相談を行う。
- ・教育相談支援員（すこやか相談員・サポート相談員）の配置・活用
 - ・・・さわやか相談室において相談活動を行ったり、家庭訪問を行う。
- ・スクールカウンセラー（埼玉県が配置）の活用
 - ・・・児童生徒や保護者に対する相談・助言、研修での教職員に対する指導等を行う。また、自ら相談日やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。
- ・スクールソーシャルワーカー（市が配置）の活用
 - ・・・小学校において、保護者に対する助言を行いつつ、関係諸機関とも連携

し、改善に向けた指導を行う。また、自らの取組を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。

- ・教育研究所カウンセラーの配置・活用
 - ・・・カウンセラー対応が必要な児童生徒や保護者の相談に応じる。
- ・子ども教育相談の実施
 - ・・・新郷支所、戸塚支所、南平文化会館、鳩ヶ谷庁舎、新郷南公民館、戸塚公民館、新郷公民館、戸塚西公民館の市内計8ヶ所において、いじめの情報等の積極的な収集に努める。
- ・いじめ相談テレフォン・いじめ相談メール
 - ・・・いじめで悩んでいる児童・生徒・保護者の相談を受ける。

(イ) いじめ問題に対する教職員の指導力の向上

- ・教職員に対しては、①いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる、②体験研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる、③集団活動の指導の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身に付けさせる等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
- ・「ライフスキルかわぐち」に関する研修会を開催し、児童生徒の自尊感情を高める手法を習得する等、積極的な生徒指導手法の習得に役立てる。
- ・生徒指導に関わる研修会（児童生徒支援プログラム研修会 CAP 研修）等を実施し、児童生徒自らの訴えによる、いじめや虐待行為の早期発見・早期対応を可能にする指導法を習得する。
- ・生徒指導・教育相談中級研修会において、傾聴や共感的理解等、教育相談的な手法の理解・習得を目指す。
- ・道徳教育推進研修会において、児童生徒一人一人に「豊かなこころ」を醸成するための、道徳指導法の習得・向上を目指す。
- ・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教師用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう、埼玉県の実業や発行資料が積極的に活用されるよう、指導・助言を行う。
- ・いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもと

に、いじめのない学校づくりのための取組を促す。

(ウ) いじめ未然防止のための道徳教育やライフスキル教育の充実

- ・いじめの未然防止のために、各学校・学級において、道徳教育やライフスキル教育の充実に努める。

(エ) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消の推進

- ・市立小・中学校におけるいじめの認知・解消等に関する現状を常に把握するために、「市いじめ調査」を毎月実施し、早期発見・報告体制を整備する。なお、未解消事案が増加傾向にあるなど、課題のある学校については、より一層連携を深め、学校への指導・助言を行う。
- ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。

(オ) 児童生徒によるいじめ根絶に向けた取組の支援

- ・市立全小・中学校の代表者を集めて「いじめゼロサミット」を開催するとともに、各学校の取組や相互のアイデアを共有し、今後の自校の取組の参考にするなど、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。
- ・いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。
- ・生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。

(カ) ネットいじめへの対応の推進

- ・埼玉県警察サイバー犯罪対策課が実施している「情報セキュリティ講演」やネットアドバイザーを小・中学校等へ派遣し開催する「子供安全見守り講座」の積極的な活用を推奨し、携帯電話も含めた情報通信ネットワーク機器の正しい使い方や情報モラルについて、指導の徹底を図る。
- ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」を活用し、適切なネット利用を啓発する。

(キ) 学校評価等実施上の留意点の周知

- ・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、教育委員会は各学校に対して指導・助言を行う。

(ク) 児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。
- ・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

(ケ) いじめに対する措置

- ・いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

(コ) 幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進する

- ・「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

イ 家庭・地域・関係機関・関係団体との連携を図る

(ア) 関係機関・関係団体等とのこれまでの連携の更なる推進

- ・学校の枠を超えた活動の場を提供する。(川口市青少年保護育成本部事業や青少年相談員の活動等により、児童生徒が学校以外の仲間づくりができる場を創出し、相談しやすい環境づくりを支援)
- ・ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。(学校へのネットいじめ等に関する「ネットパトロール活動」への参加の呼びかけ、ネットパトロールの取組を継続的に実施する)
- ・いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した学校から県警への要請に基づいて派遣される「スクール・サポーター制度」を活用する。
- ・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害を受けた児童生徒及び保護者等の意向等を踏まえ、学校や教育委員会、警察等が連携し、必要な捜査・調査活動を推進する。
- ・学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。(警察に対する、各種生徒指導連絡協議会への参加要請、情報提供等)
- ・学校と警察が連携し、いじめ防止を含めた「非行防止教室」を実施する。

(イ) 保護者のいじめ早期発見・対応への支援

- ・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、埼玉県及び埼玉県教育委員会等の発行する保護者向け啓発資料等を活用する。

(ウ) 学校応援団(地域学校協働本部)や防犯に関わる地域の方々等による、学校とのいじめ情報に関する連携の推進

- ・学校応援団(地域学校協働本部)等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。
- ・市立校長会や教頭会等において、いじめ防止のための学校応援団(地域学校協働本部)による学校への情報提供等への協力について説明するとともに、学校応援団(地域学校協働本部)やPTAへの周知を依頼する。

ウ いじめを許さない気運を醸成する

(ア) 児童生徒の主体的な取組の推進

- ・各学校の児童会や生徒会を母体とした「いじめゼロ活動」を支援するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。
- ・「いじめゼロサミット」の成果を自校の取組に生かし、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。また、各地区ごとに取り組む活動においては、地区内の全ての学校が足並みを揃えて参加できるよう、呼びかけていく。

(イ) 児童生徒の人権感覚の育成及び人権意識の啓発

- ・川口市人権教育推進協議会による「人間であること」を活用し、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、人権についての啓発活動を推進する。

(ウ) 11月を「いじめ根絶月間」とし、市民の意識高揚を図る

- ・埼玉県「いじめ撲滅強調月間」や「いじめ撲滅宣言」、本市の「川口いじめ根絶宣言」を周知し、児童生徒のいじめ根絶に向けた意識の高揚を図る。
- ・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

【法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【条例】

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

各学校は、国や埼玉県のいじめ防止基本方針、本いじめ防止基本方針並びに条例を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要

である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

- ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ウ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。
- オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- キ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
- ク 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- ケ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- コ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
- サ 重大事態への対処については、本いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行って

おく。)

- シ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- ス 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) いじめ対応教員の任命

【条例】

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- イ 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- ウ いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法22条に基づく学校いじめ対策組織、12ページ以下参照）を招集すること。
- エ いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- オ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- カ 川口市いじめから子どもを守る委員会（4ページ参照）その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。
なお、市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。また、教職員は、いじめの事実を認めたととき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

(3) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

市立学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

いじめ対策委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係の

ある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

また、いじめ対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

なお、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織に加わることも検討することとする。

※いじめ・非行防止支援チームとは

困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。

（４）市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

【条例】

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間により良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校がいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

- | |
|---|
| <p>3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。</p> <p>4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校のいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。</p> |
|---|

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づく

りや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするため、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・居場所をつくる。
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうする」といいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

- ③ 「ライフスキルかわぐち」の取り組み等を通して、児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を

整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。
- (イ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から

行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童生徒への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童生徒への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（20ページ以下参照）

イ いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

エ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当

該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

ケ 上記クの調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行うことができる。

コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)

サ 市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

シ 上記ケの調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

(2) 市立学校の設置者又はその設置する学校による調査

【法】

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会を当該調査を行うための組織とする。なお、この場合、調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、当該学校自体が調査主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会が派遣する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、教育委員会又は学校は、調査委員会に

対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害を受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報提供について必要な指導・支援を行うこととされており、教育委員会は適切に対応する。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

【法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又はその学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、当該学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、市立学校に係る調査結果は、市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

【法】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処

又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査は、市長が設置する附属機関「川口市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）が実施する。教育委員会または学校による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会への報告等にあたっては、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（軽微な改正については、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。）

また、市は、市立学校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。

教育長報告（6）

教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について（教育総務部） 生涯学習施設の再開について

埼玉県の緩和措置を受け、本市生涯学習施設については、段階的な再開や定員の制限など感染防止対策を講じた上で、以下のとおり順次再開する。

なお、各施設の利用の詳細については、各施設のホームページにて周知する。

1 公民館、中央ふれあい館、生涯学習プラザ

- ・第1段階【6月2日（火）から再開】
感染リスクが比較的低い会議や文化的利用の再開
- ・第2段階【6月9日（火）から再開】
体操や卓球などスポーツの利用の再開
※南平文化会館についても6月9日（火）から再開

・第3段階【6月16日（火）から再開】

カラオケや合唱、吹奏楽などの利用の再開

2 アートギャラリー・アトリア

【6月9日（火）から再開】

3 文化財センター、旧田中家住宅、郷土資料館、歴史自然資料館

【6月2日（火）から再開】

4 図書館

- ・第1段階【5月25日（月）から予約図書の貸出しの再開】
- ・第2段階【6月8日（月）から再開】
館内への立ち入り（書架）を可とし通常の貸出し業務の再開
※閲覧席の開放はしない

・第3段階【6月22日（月）から再開】

閲覧席の開放（座席数を1／3に制限）館内滞在時間を60分程度とする

5 メディアセブン

【6月1日（月）から貸館などの再開】

6 科学館

- ・第1段階【6月2日（火）から展示室利用の再開】

・第2段階【6月18日（木）から再開】

プラネタリウムの再開（座席数を1／4に制限）

- ・第3段階【再開時期は状況を見て判断】
天文台の再開

7 スポーツセンター

- ・第1段階【6月1日（月）から屋外施設の再開】
- ・第2段階【6月8日（月）から再開】
体育館、柔道場、剣道場等の屋内施設の再開
- ・第3段階【6月15日（月）から再開】
室内プールの再開

・第4段階【6月22日（月）から再開】

トレーニングルームの再開

教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について（学校教育部）

令和2年度川口市立小学校行事の中止について

1 概要

6月1日（月）から市立小・中学校を再開し、2日（火）には、小・中学校において入学式が行われ、3日（水）からは分散登校、15日（月）からは給食もある通常授業が開始された。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波も想定されるため、各学校においては、学校行事の実施にあたり精査が必要な状況である。

そこで、川口市立小学校長会において協議した結果、令和2年度は市立小学校全校において、次の学校行事を中止とすることとした。

2 中止とする学校行事

- (1) 運動会
- (2) 持久走大会
- (3) 音楽会
- (4) 修学旅行

3 中止とする理由

- (1) 休校措置分の学習保障のため、授業時数確保が必要である。
- (2) 学校行事は日々の授業の成果の発表であり、現在のように十分に授業が行われていない状態では、子供たちが満足するような成果が期待できない。
- (3) 長期の休校に伴う体力低下によるけがの増加が懸念される。
- (4) 依然として新型コロナウイルスの感染拡大が心配され、行事によっては3密を回避できない。

4 その他

- (1) 6月22日（月）に、市立小学校全校一斉に保護者あて通知。
- (2) 中学校では、修学旅行は10月から11月に実施する予定。それ以外の体育祭、合唱祭、持久走大会等については協議中。